

飲食店に対する休業要請等に関する

よくあるご質問

令和3年8月16日

更新 令和3年8月19日

更新 令和3年8月25日

よくあるご質問について、整理いたしました。

更なる感染拡大を防止すべく、ご不便をおかけしますが、何卒ご協力いただきますよう、
よろしく願いいたします。

【休業要請等について】

Q 1. 休業要請、時短要請は何に基づくものか？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項によるものです。

Q 2. 休業要請、時短要請に応じなかった場合に罰則はあるか？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定に基づく要請に応じない店舗に対し、命令や過料等の処分を行う場合があります。

Q 3. 休業要請、時短要請を行う地域は？

A. 岐阜県内全域が対象です。

Q 4. 休業要請、時短要請の対象となる店舗は？

A. 酒類又はカラオケ設備の提供の有無により、以下のとおり要請対象となる店舗及び要請内容が異なります。

【休業要請の対象となる店舗】

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等

※酒類の持ち込みを認める飲食店等及び飲食店営業許可を持たないカラオケ店を含む

【時短要請の対象となる店舗】

- ・酒類及びカラオケ設備のいずれも提供しない飲食店等

※ここでいう「飲食店等」とは、食品衛生法の「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けて営業する飲食店及び、同法「飲食店営業許可」を受けている遊興施設を言います。ただし、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業は要請の対象外となります。

※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設についても対象外となります。

Q 5. 「遊興施設」とはどのような施設か？

A. 「遊興施設」とは、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、カラオケボックス、ライブハウスなどです。

Q 6. ノンアルコールの、ビールやカクテルは要請にある「酒類の提供」に含まれるか？

A. ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含みません。

Q 7. 休業要請と時短営業の詳細は？

A. 休業要請及び時短要請の詳細は以下のとおりです。

【酒類又はカラオケ設備の提供を伴う飲食店等】

- ・休業要請

【酒類及びカラオケ設備の提供を伴わない飲食店等】

- ・時短要請（午前5時～午後8時までに営業時間を短縮）

Q 8. 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店が、要請期間中に酒類及びカラオケ設備の提供を行わず営業しても良いか？

A. 全要請期間で、終日、酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店であっても、午前5時～午後8時までの営業時間の短縮をお願いしておりますので、この時間内であれば営業していただいても構いません。

Q 9. 飲食店が通常営業を午後8時で終了し、その後はテイクアウト（又はデリバリー）のみで営業を行ってもよいか？

A. 施設内で飲食をしないテイクアウト（又はデリバリー）のみであれば、午後8時以降も営業していただいても構いません。

Q 1 0 . 結婚式の場合も要請の対象となるのか？

A. 飲食店営業許可を受けている結婚式場については、飲食店と同様の要請内容となります。

Q 1 1 . 飲食店営業許可を持たないカラオケ店も休業する必要があるのか？

A. 飲食店営業許可を受けないカラオケ店等についても、カラオケ設備の提供を行う場合、休業要請の対象です。そのため、全要請期間で休業とした場合に、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（大規模施設等）で支給対象となります。

Q 1 2 . 旅館・ホテル等の宿泊施設が飲食を提供する場合も休業要請の対象となるのか？

A. 宿泊客が利用する食堂や部屋食などで提供する飲食（酒類提供を含む）については、要請の対象外です。

ただし、日帰り客等の宿泊者以外も利用するレストラン等での飲食の提供（酒類提供を含む）は、要請の対象となりますので、終日休業（酒類やカラオケ設備を提供しない場合、午後8時までの時短営業）いただくようお願いします。

なお、宿泊客、日帰り客に関わらず、カラオケ設備の提供は自粛願います。

【協力金について】

Q 1 3. 協力金を支給する趣旨は？

A. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、要請に応じていただいた事業者の皆様の協力に対し支給するものです。休業や営業時間短縮に対する補償金として支給するものではありません。

Q 1 4. 協力金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か？

A. 従前から、必要な許認可等を取得の上、岐阜県内で対象となる店舗を運営している事業者です。

なお、対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有、又は長期賃貸借し、常在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

Q 1 5. 他県のような協力金の早期支給制度はあるのか？

A. これまでに岐阜県の時短要請等に応じていただいた事業者に限り、協力金の一部を早期支給する制度を設ける予定としています。

申請方法等の詳細については、今しばらくお待ちください。

Q 1 6. 要請前に営業時間が午前5時から午後8時までの間であった飲食店が、酒類やカラオケ設備の提供を停止した場合、協力金は支給されるのか？

A. 要請前の営業時間が午前5時から午後8時までの間であって、酒類やカラオケ設備の提供を伴う飲食店が、酒類やカラオケ設備の提供を停止した場合であっても、協力金の支給対象外となります。

なお、そのような店舗が終日休業した場合に限り、協力金の支給対象となります。

Q 1 7. 協力金の申請方法や、申請書類は？

A. 申請書や申請受付開始日等の申請方法の詳細につきましては後日公表いたしますので、今しばらくお待ちください。

Q 1 8. 協力金の支給条件である遵守すべき「業種別ガイドライン」や「コロナ社会を生き抜く行動指針」とは何か？

- A. 遵守すべき基本的な感染防止対策を示しているものです。
具体的には以下のとおりです。

【 業種別ガイドライン 】

各業界団体が専門家の知見を踏まえて策定した、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインです。

内閣官房のウェブサイトに一覧が掲載されていますので、該当する業種のガイドラインを確認してください。

参考 URL (外部サイト) : <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

《主な業種別ガイドライン》

飲食店 (レストラン、食堂、居酒屋等)	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン((一社)全国生活衛生同業組合中央会、(一社)日本フードサービス協会)
接待を伴う飲食店 (キャバクラ、ホストクラブ等)	社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会)

【 コロナ社会を生き抜く行動指針 】

あらゆる機会において、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、県民の皆様
に習慣として身に着けていただきたい基本的な感染防止対策をお示ししています。

内容等の詳細については県HPをご確認ください。

参考 URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/27069.html>

Q 1 9. 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」とは何か？

- A. 新しい生活様式が求められている中、県民が安心して店舗を利用できるよう、店舗において新型コロナ感染防止対策を実施していることをわかりやすく伝えることを目的とし、県が配布するものです。

店舗が所在する各市町村に申込みいただくことで、取得することができます。

Q 2 0. 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の申込み方法は？

A. 申込書と宣言書を店舗が所在する市町村窓口へ提出してください。

また、紛失等の理由により、ステッカーの再交付を希望の店舗につきましても、所在する市町村窓口へご相談ください。

各市町村の窓口は以下URLのとおりです。

各市町村窓口：<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/202082.pdf>

なお、これまでにクラスターが発生するなど感染リスクが高い業種である、接待を伴う飲食店、カラオケ店、ライブハウスにつきましては、感染防止対策マニュアルの提出をもって申込みとし、ステッカーを配布いたしますので、申込みは不要です。

Q 2 1. 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得、掲示していない店舗は、要請に応じても協力金を支給してもらえないのか？

A. 「業種別ガイドライン」及び「コロナ社会を生き抜く行動指針」の遵守と併せて、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得、掲示してあることを協力金支給の要件としています。

まだ取得されていない店舗につきましては、速やかに申込みください。

Q 2 2. 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取得、掲示が要請の開始日に間に合わない場合、協力金は支給されないか？

A. 万一、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取得、掲示が遅れる場合であっても、実態として「業種別ガイドライン」及び「コロナ社会を生き抜く行動指針」を遵守したうえで、時短営業を実施しているのであれば、協力金の支給対象となります。

ただし、そのような場合であっても、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得、掲示していることを、協力金の支給要件とすることに変わりありませんので、まだステッカーの取得、掲示がされていない店舗につきましては、速やかに申込みください。

Q 2 3. 指定管理者や第 3 セクターは協力金の支給対象か？

A. 指定管理者や公的な資金が入っている団体は、協力金の支給対象ではありません。

Q 2 4. 県内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？

A. 県内にあれば、要請を受けて休業又は営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を支給します。

Q 2 5. 県内で複数の店舗を運営する事業者は、全施設を休業又は時短しなければ協力金はもらえませんか？

A. 県内の全ての店舗を休業又は時短等することを協力金の支給要件としていません。店舗ごとに協力金の支給対象であるか判断します。

Q 2 6. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は協力金支給の対象となるか？

A. 要請の対象となる店舗を運営する者であって、要請を受けて休業又は営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

Q 2 7. いわゆる大企業も協力金支給の対象となるか？

A. 要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて休業又は営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。